

令和8年8月診療分から

高額療養費制度の上限額が変わりました

問 厚生労働省コールセンター

☎ 0120-617-111

市民課保険年金係 ☎ 23-3084

高額療養費制度は、1カ月の医療費の自己負担額が上限額を超えた場合に、超えた額が支給される制度です。
令和8年8月診療分から月額上限が見直され、新たに年間上限が設けられました。

▼厚生労働省
ホームページ



■ 高額療養費制度の上限額（令和8年8月～令和9年7月診療分）

負担区分		年収目安	月額上限（世帯） 〈多数回該当〉	年間上限（世帯）	外来（個人） ※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	270,300円＋1% 〈140,100円〉	1,680,000円	—
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～ 約1,160万円	179,100円＋1% 〈93,000円〉	1,110,000円	—
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～ 約770万円	85,800円＋1% 〈44,400円〉	530,000円	—
区分エ	一般（Ⅰ・Ⅱ）	～約370万円	61,500円 〈44,400円〉	530,000円	月額 22,000円 （年間 216,000円）
区分オ	—	住民税非課税世帯 （70歳未満）	36,900円 〈24,600円〉	290,000円	—
—	住民税 非課税世帯Ⅱ	住民税非課税世帯 （70歳以上）	25,700円 〈24,600円〉	290,000円	月額 11,000円 （年間 96,000円）
—	住民税 非課税世帯Ⅰ	一定所得以下 （70歳以上）	15,700円	180,000円	月額 8,000円

※「＋1%」は、総医療費が基準額を超えた場合に、超えた額の1%を月額上限に加算するものです。

※〈 〉内は、直近12カ月に3回以上高額療養費に該当した場合の、4回目以降の上限額です。

「若者を共に育てるプロジェクト」

中海・宍道湖・大山圏域市長会では、島根大学と「若者を共に育てるプロジェクト」を実施しています。大学1年生が各市の特徴や課題を学び、現地を訪れながら、地域の魅力や課題解決策を考える取り組みです。近年は環境をテーマとしており、安来市では伯太小水力発電所について学び、発電量を維持するための対応策などを考えました。

この経験により、圏域内での就職や活動を前向きに考える学生が増え、地元への定着につながっています。

フィールドワークでは企業にも協力いただき、学生は地域の「リアルな現場」に触れながら学びを深めています。圏域5市と地域が力を合わせ、若者を共に育てる新しい学びの形が広がっています。

今後とも大学などと連携し、若者と地域がつながる場を提供しながら、地域で輝ける環境づくりを進めます。



だんだんサミット
中海・宍道湖・大山圏域市長会

☎ 0852-55-5056

▶安来市での活動

